

市が無戸籍者支援強化

担当職員配置、カード配布

明石市は、出生届が出されず無戸籍となつた子どもの支援を4月から強化している。支援担当の職員を市民相談室に配置したほか、希望者に専用カードを配布。無戸籍になる可能性がある新生児を早

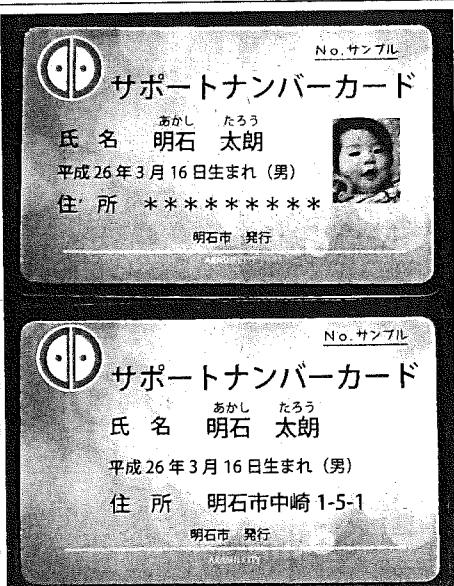
期把握できるよう、母子健康手帳を取得する金妊婦への面談をモデル実施している。無戸籍は「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子と推定する」とする民法の規定

が出生届を出さない場合などに起きた。同市は11人の無戸籍者を把握し、7人が戸籍を取得した。

新たに配置された職員は、戸籍取得や就学、予防接種などの手続きを支援する。カードは行政サービスをスマートに行えるよう発行。

妊娠への面談は市立保健センター(相生町2)での受け付け分から実施し、来年1月以降は全妊婦を対象に行う。泉房穂市長は「無戸籍は夫のDVなどが背景にあり子どもにも母

市が無戸籍者に発行するカードの見本



(井原尚基)